

についての積極的な情報提供（後述4－（3）参照）

（注）集落抽出法とは、母集団がいくつかの個体からなる「集落」から構成されている場合に、その集落を抽出し、その集落内のすべての個体を調査する抽出法である。集落抽出法には、①調査対象となる地区の全世帯が報告者であること、②報告者が集中していることにより、調査員調査の稼働率が高く経費を安く抑えることができること、③調査対象となる地区の全世帯が報告者であるため、調査協力の説明が効率的といったメリットがある一方、未回収世帯に係る代替標本の選定を行わない方法であり、集落間に回収率にばらつきが生じるといった側面もある。なお、本調査では、この集落抽出法により設定した調査地区や調査単位区内に所在するすべての世帯を対象に調査を実施している。

図 17 平成 22 年国勢調査と平成 22 年国民生活基礎調査の比較

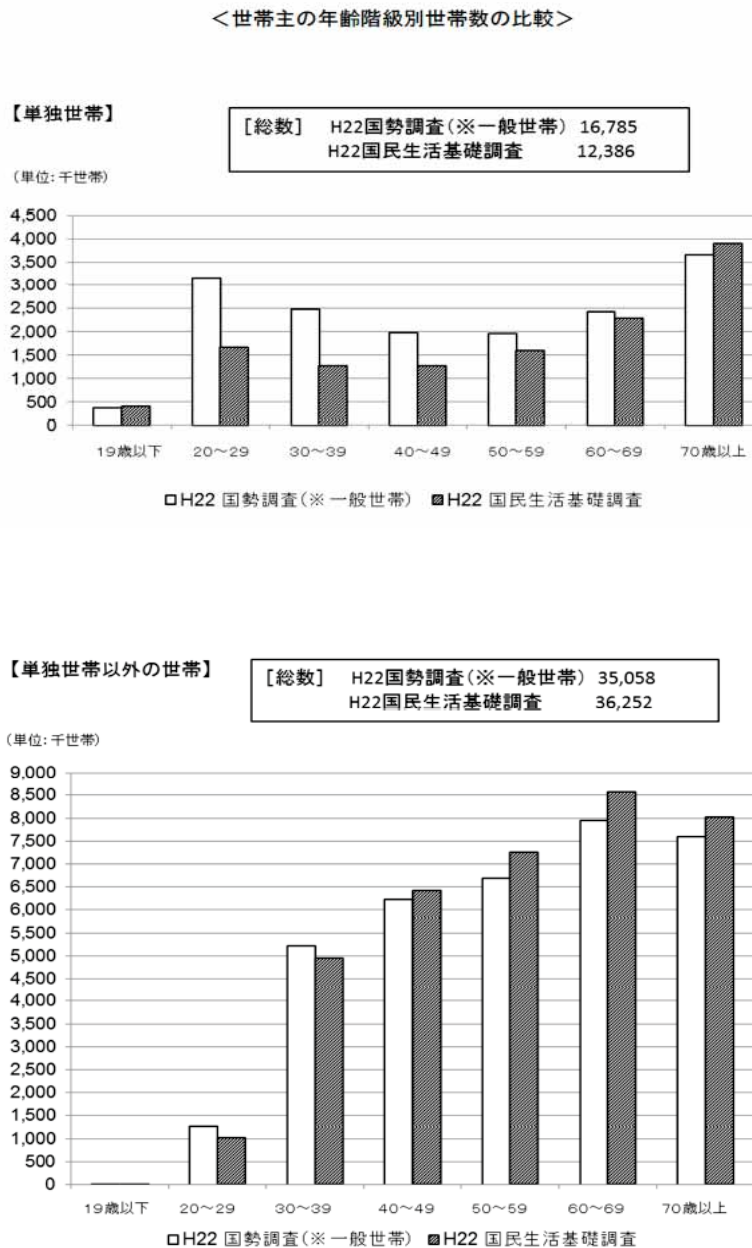


表 1 平成 22 年国勢調査と平成 22 年国民生活基礎調査の比較

＜世帯数、世帯構造・世帯主の年齢（10 歳階級別）の比較＞
（全国・東京都・神奈川県・愛知県・大阪府）

(単位:千世帯)												
	H22 国勢調査(※一般世帯) (A)				H22 国民生活基礎調査(B)			差((B)-(A))				
	総数	単独世帯	単独世帯 (日本人) (a)	単独世帯以 外の世帯	総数	単独世帯 (b)	単独世帯以 外の世帯	総数	捕捉率	単独世帯 (b)-(a)	捕捉率	単独世帯以 外の世帯
○「一般世帯」…一般世帯とは、「施設等の世帯」以外の世帯をいう。「施設等の世帯」とは、学校の寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所などの入院者、社会施設の入所者、自衛隊の営舎内・艦船内の居住者、矯正施設の入所者などからなる世帯をいう。 ○千世帯で四捨五入しているため、総数と合わない場合がある。												
全 国	51,842	16,785	15,483	35,058	48,638	12,386	36,252	▲ 3,204	93.82	▲ 3,097	80.00	1,194
19歳以下	390	379	341	11	424	413	11	▲ 34	108.69	▲ 72	121.18	▲ 0
20～29歳	4,441	3,168	2,860	1,273	2,673	1,659	1,014	▲ 1,768	60.19	▲ 1,201	58.01	▲ 259
30～39	7,704	2,480	2,298	5,224	6,218	1,268	4,950	▲ 1,486	80.71	▲ 1,030	55.17	▲ 274
40～49	8,203	1,971	1,849	6,232	7,682	1,260	6,422	▲ 521	93.65	▲ 589	68.13	190
50～59	8,647	1,962	1,865	6,685	8,849	1,600	7,249	202	102.33	▲ 265	85.80	564
60～69	10,371	2,416	2,319	7,955	10,837	2,273	8,564	466	104.50	▲ 46	98.01	609
70歳以上	11,261	3,669	3,588	7,592	11,911	3,895	8,016	650	105.77	307	108.56	424
不 詳	826	740	362	86	45	18	25	▲ 781	5.45	▲ 344	4.97	▲ 61
東 京	6,382	2,922	2,641	3,460	5,466	1,783	3,683	▲ 916	85.65	▲ 858	67.51	223
19歳以下	53	52	43	2	34	32	2	▲ 19	63.84	▲ 11	73.78	0
20～29歳	807	661	593	145	352	266	86	▲ 455	43.65	▲ 327	44.88	▲ 59
30～39	1,174	586	540	588	760	226	534	▲ 414	64.71	▲ 314	41.89	▲ 54
40～49	1,112	403	372	709	996	211	785	▲ 116	89.58	▲ 161	56.79	76
50～59	893	288	266	605	878	201	677	▲ 15	98.30	▲ 65	75.44	72
60～69	1,024	337	316	687	1,067	289	778	43	104.23	▲ 27	91.41	91
70歳以上	1,168	466	445	703	1,372	554	818	204	117.46	109	124.59	115
不 詳	151	130	67	21	8	4	4	▲ 143	5.30	▲ 63	5.99	▲ 17
神 奈 川	3,830	1,294	1,203	2,536	3,525	936	2,589	▲ 305	92.03	▲ 267	77.79	53
19歳以下	28	27	25	1	35	34	1	7	124.81	9	138.52	0
20～29歳	369	276	256	94	252	161	91	▲ 117	68.26	▲ 95	62.87	▲ 3
30～39	658	234	220	424	549	114	435	▲ 109	83.43	▲ 106	51.90	11
40～49	707	180	170	527	657	121	536	▲ 50	92.90	▲ 49	71.09	9
50～59	596	140	132	457	611	117	494	15	102.49	▲ 15	88.94	37
60～69	711	170	162	542	724	165	559	13	101.77	3	102.04	17
70歳以上	716	228	222	488	694	223	471	▲ 22	96.89	1	100.38	▲ 17
不 詳	44	39	17	5	3	1	3	▲ 41	6.86	▲ 16	5.76	▲ 2
愛 知	2,930	923	808	2,007	2,621	568	2,053	▲ 309	89.46	▲ 240	70.30	46
19歳以下	22	22	19	1	13	12	1	▲ 9	57.98	▲ 7	61.92	0
20～29歳	283	200	176	84	141	81	60	▲ 142	49.81	▲ 95	46.06	▲ 24
30～39	491	147	133	344	387	63	324	▲ 104	78.87	▲ 70	47.33	▲ 20
40～49	503	112	102	391	471	64	407	▲ 32	93.72	▲ 38	62.61	16
50～59	457	101	92	357	475	82	393	18	103.88	▲ 10	88.71	36
60～69	569	121	114	448	576	111	465	7	101.18	▲ 3	97.55	17
70歳以上	544	162	156	382	553	153	400	9	101.66	▲ 3	98.25	18
不 詳	61	60	16	1	3	1	1	▲ 58	4.95	▲ 15	6.45	0
大 阪	3,823	1,368	1,248	2,455	3,518	1,011	2,507	▲ 305	92.02	▲ 237	81.02	52
19歳以下	26	25	22	1	28	28	0	2	107.03	6	129.23	▲ 1
20～29歳	323	228	203	96	188	111	77	▲ 135	58.12	▲ 92	54.64	▲ 19
30～39	593	193	177	399	498	100	398	▲ 95	84.05	▲ 77	56.60	▲ 1
40～49	642	165	151	477	605	113	492	▲ 37	94.24	▲ 38	74.81	15
50～59	585	158	145	427	595	126	469	10	101.77	▲ 19	86.73	42
60～69	789	234	219	554	791	208	583	2	100.28	▲ 11	94.83	29
70歳以上	806	320	307	486	809	323	486	3	100.39	16	105.25	0
不 詳	60	44	24	16	4	3	2	▲ 56	6.68	▲ 21	12.63	▲ 14

イ 回収率の向上に向けた取組について

本調査における世帯票及び所得票の回収率及び面接不能率は、表 2 のとおりであり、厚生労働省は、非標本誤差の縮小を図るため、平成 29 年以降の本調査（簡易調査）実施に合わせて、調査員が調査した時点では未回収世帯である面接不能世帯（面接も連絡も取れないような世帯）を対象に「郵送回収」の導入に向けて試行的な検証を検討している。

表2 世帯票及び所得票の回収率及び面接不能率

区分	世帯票		所得票	
	回収率	面接不能率	回収率	面接不能率
平成25年（大規模調査）	79.6%	12.0%	74.4%	6.1%
平成26年（簡易調査）	78.7%	14.2%	80.1%	6.7%

「郵送回収」の導入については、調査員が安易に「郵送回収」への調査の切替えを行うことにより、回収率や記入率が低下し、調査不能世帯の増加等の発生を招くおそれがあることなどが懸念される。

このため、厚生労働省は、現在の調査員による回収を基本としつつ、「郵送回収」の導入による更なる回収率の向上を図るため、今後、①欠票情報（拒否、入院・出張等、面接不能、調査員の訪問回数等）の更なる把握、②調査員の適正な訪問回数等の検証、③郵送用封筒の配布枚数の制限の検証、④動画等を活用した広報による若年層への広報充実等について検討していくこととしている。

このような取組は、回収率の向上を通じて非標本誤差の縮小を図ろうとするものであり、本課題への対応として一定程度評価できる。

一方で、「郵送回収」した調査票の記入内容の正確性が担保されないなどの懸念もあることから、実効性のある取組について十分に検討した上で実施するとともに、特に本調査において捕捉率が低いとされている都市部を中心とした若年単身世帯への対応を図るため、中長期的にはオンライン調査の導入についても併せて検討する必要がある（後述4－（1）－ウ参照）。

3 「公的統計の整備に関する基本的な計画」における指摘事項への対応状況について

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年3月25日閣議決定。以下「第Ⅱ期基本計画」という。）において、上記2の前回答申も踏まえ、所得票及び貯蓄票による調査の標本規模の拡大の検討について指摘されている。

この指摘事項に関する厚生労働省の対応状況（検証・検討結果）の概要は、別添のとおりである。

別添の厚生労働省の対応状況についての評価は、以下のとおりである。

○ 所得票及び貯蓄票による調査の標本規模の拡大について

単純に所得票及び貯蓄票を用いた調査結果において、都道府県別表章が可能となるよう標本規模を拡大することについて、厚生労働省は、報告者数を現行の約5万世帯から約27万7000世帯に、調査員数を現行の約2000人から約1万1000人にそれぞれ大幅に増加する必要があるとしている。これに伴い、一定の時期に調査員の量的かつ質的な面からの確保が必要となるが、熟練した調査員の高齢化が進展している中で調査員の量的かつ質的な確保は困難であるとともに、現在の予算事情を考慮すると難しい状況である。

このようなことから、厚生労働省は、調査時期の統一及び調査ルート（調査系統）の一元化による標本拡大分の予算の確保を図る一方で、現行の5種類の調査票による調査を同時に実施することを想定し、報告者負担の軽減等を図る観点から調査事

項を大幅に縮減した新調査票案による調査実施可能性について検証するため、平成26年に試験調査を計画していたが、予算が確保できなかったため実施できなかった。これに代わる方法として、本調査の調査ルートである地方公共団体（保健・福祉部局及び保健所・福祉事務所）及び調査員を対象に、上記計画に沿って実施した場合の負担感や実施可能性を検討するため、アンケート調査等を実施した結果、地方公共団体等の負担は必ずしも軽減されないこと、また、有識者から調査事項の大幅な削減は失われる情報と得られる新たな情報との見合いで妥当とはいえないとの指摘があること等から、所得票及び貯蓄票による調査の標本規模の拡大は事実上困難であるとの結論とされた。

調査実施者の結論は、現時点では昨今の限られた統計リソースを踏まえるとやむを得ないものと考えられる。しかしながら、所得に係る情報の精度の確保・向上とともに、統計リソースを効果的かつ有効に活用していく観点からも、本調査の調査単位区の設定に係る準備調査^{（注）}等の在り方等を通じた調査業務全体の効率化や調査方法の改善を図ることを優先して検討する必要がある（後述4-（2）参照）。

（注）準備調査とは、本調査の実査に先だって、調査員による受持ち調査地区の世帯・世帯人数等の確認等を行う業務であり、当該結果を踏まえて所得票及び貯蓄票による調査の対象となる単位区の設定を行っている。

4 今後の課題

今後の課題については、以下のとおりである。

（1）本調査における非標本誤差の縮小に向けた更なる取組について

ア 本調査及び国勢調査の調査対象世帯に係る属性等の比較・検証

本調査は国勢調査の調査区から調査対象の地区を抽出（約5,500地区）の上、更に調査時点において改めて準備調査を行って世帯名簿を作成している。そのため、国勢調査の調査区と準備調査を経た実際の本調査の調査地区との間には、人口移動等のために乖離が生まれることが予想される。そこで、本調査の準備調査結果と国勢調査の乖離の程度や傾向について、世帯属性や年齢構成等の比較・検討を行い、本調査が実施する対象の実態を正確に把握する必要がある。

具体的には、本調査と国勢調査が同時期に実施された平成22年調査をもって、また、同一の調査地区・調査区に係る詳細な分析が可能な平成25年調査をもって、世帯属性や年齢構成等の比較・検証を一定の地域レベルで実施することで、本調査結果の代表性を明らかにし、精度の向上に向けた検討に当たっての基礎情報としていくことが必要である。

イ 本調査結果及び国勢調査結果の分布に係る乖離の縮小に向けた検討

国勢調査の分布である母分布と本調査結果（推計値）の分布を比較すると、上記2（3）アのとおり、若年層や単独世帯に係る世帯数の分布において乖離が認められる。このため、厚生労働省は、現行の推計方法の妥当性とともに、更なる精度向上等を図る観点から推計方法の見直しについて検討する必要がある

(注)。

(注) 本調査では、現在は推計人口を用いた推計等を行っており、推計に当たっては世帯属性を考慮していないことから、単独世帯や若年世帯の回収率が比較的低いこと等により世帯属性分布に歪みが生じることが考えられる。このような歪みを補正する方法として、世帯属性別の事後層化による推計について検証を行い、推計方法の見直しを行うことが考えられる。

ウ 回収率の向上に向けた調査方法の検討

非標本誤差の縮小を図るため、平成 29 年以降の本調査（簡易調査）実施時に合わせて面接不能世帯を対象とした「郵送回収」の試行的な検証を検討しているが、「郵送回収」による調査票では記入内容の正確性が確保されないおそれもある中、実効性のある具体的な取組について検討する必要がある。その際、「郵送回収」の試行的な実施を通じて、現在回収率が低く非標本誤差の原因ともなっている若年齢層や単身世帯、都市部の世帯における回収状況について十分検証する必要がある。

なお、「郵送回収」の実効性を確保する上で重要と考えられる未回収世帯に係る「欠票情報」については、従来から一定の情報を把握しているが、今後の回収率向上に向けた方策を検討する上で有用な情報と考えられるため、当該情報をより適切かつ的確に把握する方策について積極的に検討する必要がある。その際、本調査に従事している調査員の高齢化が進展している状況を踏まえ、調査員の記入負担にも十分配慮する必要がある^(注)。

さらに、オンライン調査については、都市部を中心とした若年単身世帯の捕捉率の改善に資することが期待されることや、報告者の利便性の向上、実査機関及び調査員の事務負担の軽減、正確な統計作成など多くのメリットがあり、また、今後の情報通信技術の更なる進展に伴い、中長期的にはその導入に向けた具体的な取組の検討が求められることが想定される中、導入を図る上で必要な環境整備（政府統計共同利用システムの改善等）等を踏まえ、引き続き検討していく必要がある。

(注) 「欠票情報」は、欠票理由として考えられる①死亡、②転居、③住所不明、④長期不在（入院・入所等）、⑤長期不在（入院・入所等以外）、⑥一時不在、⑦拒否、⑧面接不能等の事由をあらかじめ「単位別世帯名簿」上に一覧的な形で記載し、調査員は該当する番号を「単位別世帯名簿」中の所定の欄に記載する形とするなど、調査員にあまり負担をかけないで把握する方法が考えられる。世帯名簿等による未回収世帯に係る「欠票情報」のよりの確な把握、集計・分析により、より効果的かつ効率的な回収率向上方策について検討する必要がある

(2) 調査業務の効率化のための検討

本調査の調査単位区の設定に係る準備調査等の在り方等について、調査業務全般の効率化や調査方法の改善を図る観点から検討する必要がある。また、この検討に当たっては、所得に係る情報の精度の確保・向上に十分留意する必要がある。

(3) 本調査の調査設計等に関する情報提供の充実について

厚生労働省のウェブページ上に現在掲載されている情報は、調査の目的、沿革、調査対象、推計方法等であるが、統計利用者等の利便性の観点から改善を図る必要

がある。

これらの情報は、統計の品質を示す重要な要素となるものであり、本調査結果に対する信頼性を確保する観点からも、本調査が集落抽出法という特徴的な標本設計により実施されていることを踏まえ、以下の事項について、①、②及び③ i) はすみやかに、また、③ ii) 及び④は具体的な工程表に基づき、詳細かつ国民にとって分かり易く公表・提供を行う必要がある。

- ① 抽出方法（抽出率、目標精度等抽出方法の具体的な考え方）
- ② 調査方法等（調査の実施系統、調査手法、調査関係業務の実施スケジュール等）
- ③ 推計方法
 - i) 推計方法の具体的な考え方及び方法
 - ii) 推計方法に関する検討状況
- ④ 結果精度に関する情報
 - i) 地域区分別等の回収率、有効回答率等
 - ii) 本調査（準備調査結果）と国勢調査の調査対象世帯の属性等の比較状況
 - iii) 本調査結果と国勢調査の分布の状況
- ⑤ その他本調査結果の利用に資する情報

なお、抽出方法に係る情報の公表・提供に当たっては、本調査が採用している集落抽出法による標本設計の考え方や調査対象の選定方法等も含め、詳細かつ国民にとって分かりやすい形で行う必要がある。